

上野原市地域公共交通活性化協議会委員公募要領

1. 公募の趣旨

上野原市では、地域公共交通について関係者で協議し解決を図ることを目的とする地域公共交通活性化・再生法に基づき設置する「上野原市地域公共交通活性化協議会」の委員の一部を公募します。

2. 活動内容等

協議会に出席し、協議会の目的を達成するために必要な事項について、協議していただきます。
なお、協議会では、令和5年度4月に地域公共交通計画を策定し、将来像である多くの人が公共交通を使って、便利で気軽に移動できる、暮らしやすいまちの実現に向けて努めていく考えです。

3. 募集人員 男性1名 女性1名 募集人数を超えた場合は、抽選により委員を決定します。

4. 任期 委嘱を受けた日から令和10年3月31日までとします。

5. 協議会の構成

公募以外の委員は、事業者、交通関係者、学識経験者及び市等で構成する予定です。

6. 募集期間 令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで（締切日必着）

7. 応募資格 次に掲げる要件を満たす方とします。

- (1) 市内在住の18歳以上の方
- (2) 平日日中の会議に継続的に参加できる方
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会議員でない方
- (4) 常勤の国家公務員又は地方公務員でない方
- (5) デマンドタクシーを利用している方
- (6) これまでに、本協議会の委員に就任したことがない方

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ①応募用紙（裏面の所定用紙に必要事項を記入してください）
応募用紙は、2月2日（月）から生活環境課・秋山支所及び各出張所・総合福祉センターで配布します
(上野原市ホームページからダウンロードすることもできます。)。

②小論文

テーマ「上野原市の地域公共交通の活性化について」(400字程度・様式自由)

(2) 提出方法

- ①郵 送：締切日必着
- ②持 参：平日の午前8時30分から午後5時15分
- ③電子メール：締切日の午後5時15分

9. その他

- (1) 委員には、協議会で定める規約に基づき報酬及び旅費（交通費）を支給します。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 応募にかかる経費については、すべて応募者の負担とします。
- (4) 応募書類は、上野原市情報公開条例及び上野原市個人情報保護法施行条例に基づき取り扱います。

10. 提出先及び問い合わせ先

上野原市役所 生活環境課 生活環境担当
住 所：〒409-0192 上野原市上野原3832番地
電 話：0554-62-3114 (直通)
FAX：0554-20-5530
電子メール：seikatsu@city.uenohara.lg.jp